

超高齢社会に対する課題解決のための情報誌

月刊 納活

3

March,2023

vol.270

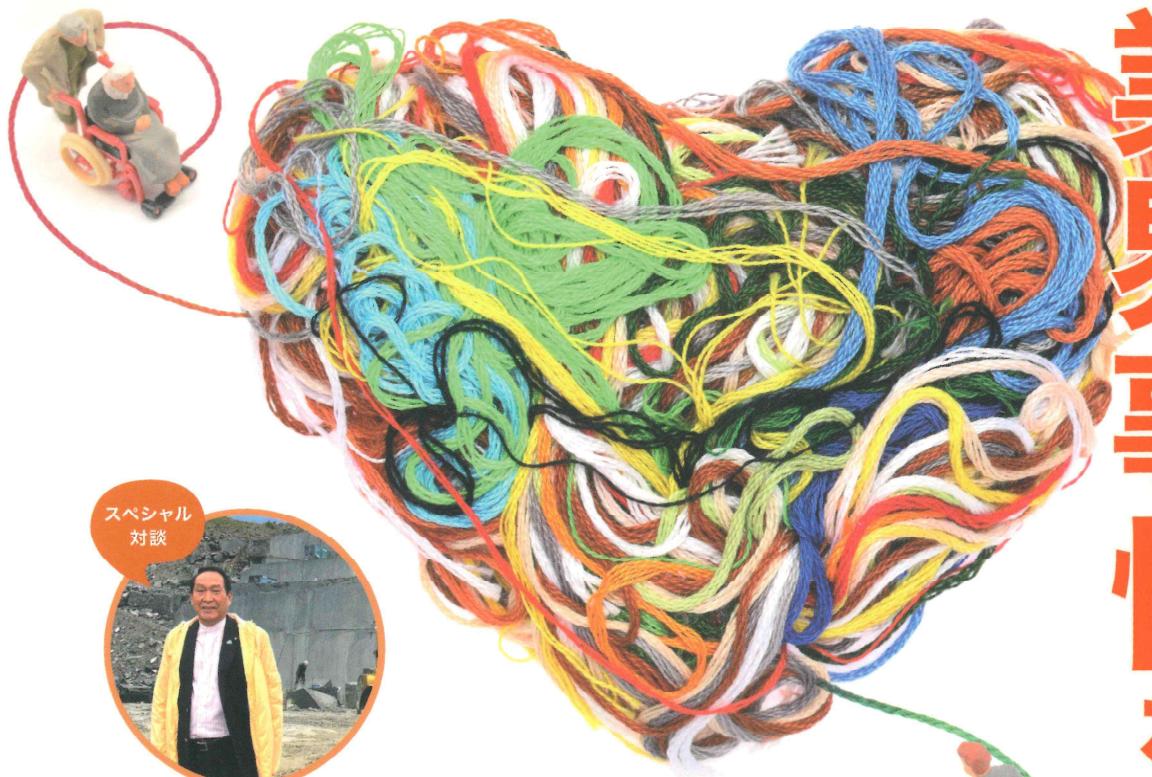
<https://butsuji.net/>

最新

業界事情を紐解く

多様化する葬儀・供養のカタチ

想いのカタチは変わらないが
葬儀スタイルに選択肢が増えた現在
故人の遺志や遺族の願いを叶える取り組み



「ふくしまの石プロジェクト」を立ち上げ
首都圏を中心に国産墓石のシェア拡大

株式会社日本鉛石 代表取締役社長 佐藤 利男 氏

葬儀特集

医療・介護との連携で紹介が大幅に増加し
施行件数を3年間で36%増と健闘

株式会社いわさき 代表取締役社長 岩崎 弘祐 氏

仏壇特集

2030年に創業200周年を迎える
思い描くビジョンと果たすべきミッション

株式会社若林佛具製作所 代表取締役社長 若林 智幸 氏

納活特集

住民サービスの向上と自治体DXの促進
様々な世代が住みよい町づくりを目指す

栃木県さくら市 花塚 隆志 市長

相続診断協会 主催 笑顔相続シンポジウム

相続診断士が相続の未来を創る

相続に関するコンサルティングの専門家である「相続診断士」を養成する一般社団法人 相続診断協会（東京中央区／代表理事：小川実）は、2011年12月にスタートし、11年の間に大きく成長。相続診断士の資格を持つ人は全国で4万5千人を突破した。民間資格だが、司法書士・行政書士・保険業・金融業の人たちの間では「相続問題に関わる上では必須の資格」として広まっている。同協会は2022年12月1日に東京・日比谷にある東京商工会議所渋沢ホールにおいて、相続診断士として活動している人たち、および、同資格に関心を寄せる人たちを全国から招き、第9回となる「笑顔相続シンポジウム・私達（相続診断士）が相続の未来を創る」を開催した。その内容の一部をご紹介する。



会場の様子



東京商工会議所の開設者・渋沢栄一を記念して作られた渋沢ホール

◆終活の現状と相続診断協会の活動

相続診断士の資格が人気と信頼を集めているのは、社会のニーズが高まりに対応しているのはもちろんのこと、同協会の支援体制が充実していることも要因になっている。

誰もが気軽に手に取れる実用書の出版、全国規模のネットワーク、一般の人も相続を身近に感じられる「笑顔相続落語」の創作・実演など、活動内容はユニークでクリエイティブ。元気で明るい雰囲気のなかで、やりがいをもって取り組めるよう工夫を凝らしている。

終活の現状報告

シンポジウムのオープニングでは一般社団法人終活カウンセラー協会の武藤頼胡氏が登壇。同協会と相続診断士協会とは時期を同じくして活動を開始し、とも



武藤 頼胡 氏

に日本における終活・相続相談の普及・充実に貢献してきた。

とはいって、武藤氏は「本格的な活動はまだこれからです」と、終活に関するアンケート調査結果を提示し、遺言書を作成している人がまだ4%しかいないことを重要視。両団体の今後の活動強化を訴えた。

新書籍の発表

「家族に迷惑をかけない 死ぬまでにやっておくべき生前対策30事例」の発表。同書の執筆に携わった4人の相続診断士が登壇し、それぞれ、不動産相続における家族会議の見守り、家族仲が悪い依頼者に対するお一人様フルサポート、エンディングノートを使った相続対策支援、相続権のない人が本人の財産を使ってケアを行う際の契約など、相続診断士ならではの多様なサポート事例について紹介した。

相続診断協会ではほぼ毎年、相談事例をもとに書籍を出版しており、本書は通算7冊目。争族となる



ケースのほとんどは、亡くなるまで「起こり得る問題」を放置したことに原因があるとし、生前対策に焦点を当てて全体を7つの章で構成している。

第1章：遺言書 第2章：エンディングノート
第3章：認知症対策 第4章：相続税・遺産分割・事業承継
第5章：身の回りの整理 第6章：不動産・信託
第7章：葬儀・お墓

それぞれ複数の事例を編集し、身近な問題とその解決のプロセスを具体的にわかりやすく綴っている。終活・相続問題を理解するためには、ぜひ一読したい内容だ。

全国相続診断士会からのご案内

「全国相続診断士会」は、相続診断協会とは別に、資格者の有志が自己運営しており、現在、全国に34カ所ある。この日は会長の一橋香織氏以下、5人の役員が登壇。2021（令和3）年の日本の死亡者数が約144万人、新生児約80万人で、戦後最大の人口減少数になったことを踏まえ、今後、空き家、認知症、介護などの問題が相続対策の中で大きな割合を占めてくることを示唆。次世代にどのように財産を引きついでいくか、個人では解決できないケースが倍増し、相続診断士の役割もますます大きくなると語った。



全国診断士会役員

なお、資格のない人も、最寄りの地域の全国相続診断士会に問い合わせれば、3回まではオブザーバーとして同会の活動に参加可能である。

笑顔相続落語「天国からのラブレター」

笑顔相続落語には、相続に対する意識をゼロから1にする伝達力がある。一般の人たちにとって、法律関連の言葉と向き合い、理解するのは厳しい作業だ。その課題緩和のために編み出されたのが、日本の庶民文化・娯楽の活用だ。

相続診断協会では2014年に落語家・桂ひな太郎氏の「天国からのラブレター」を発表。以後、全国各地で生前対策をわかりやすく説くために公演を行っている。昨年9月のエンディング産業展2022でも公開され、本誌2022年10月号にあらましを掲載したが、この面白さはぜひリアルで体験してみるといいだろう。なお、もう一題、この日の総合司会を行った三遊亭演萬窓氏の「形見の脇差し」もある。



笑顔相続落語（桂ひな太郎 氏）

対談 世界からみた日本の相続

行政書士宇佐美法律事務所 代表 宇佐美 陽子 氏

笑顔相続コンサルティング株式会社 代表取締役

全国相続診断士協会 会長 一橋 香織 氏

なぜ日本では相続対策は進まないのか？ 日本・欧米、それぞれの歴史的観点・文化的な観点からこのテーマを紐解き、これから終活・相続のあるべき姿について対談形式での考察を行った。

家督相続の慣習が残るままの21世紀日本の相続問題

遺言書について書かれた最も古い法律書は、757年（奈良時代）の「養老律令」で、「書面に書いておけば、あなたの財産を自由に処分できる」という文言がある。逆に言えば書面に遺さない限り、自分の財産は家族のものにはならず、村や寺などの公共財産になった。このように日本でも奈良時代から遺言書を残すという考え方があったものの、時代が進み、江戸期になると武家では家督相続が定着。これが明治期以降、庶民の間でも広がり、戦後の1948（昭和23）年の民法改正まで続く。

家督相続の時代は、身分に関係なく長男が相続することに予め決まっているので遺言は不要。そうした時代が長く続いたため、遺言を遺す文化が日本には根付いてこなかった。それが民法改正から75年経つ現在でも依然として続いている、社会の変化との大きなギャップとして現れている。

世界の相続の現状

これに対して三菱UFJ信託銀行が公表しているデータによれば、アメリカでは2019年7月からネバダ・インディアナ・アリゾナ・フロリダの4州で電子遺言書法が採用され、署名・公証をデジタル化できるようになった。

その他、イギリスでは75才以上の8割、ドイツでは5割の人たちが遺言を書いているというデータもある。世界では遺言書を書くこと、故人の遺志を遺すことは常識になっているが、その点で日本は非常に立ち遅れている。



宇佐美陽子 氏



一橋香織 氏

相続診断士の仕事

戦後、遺産は平等相続となり、遺族の間で法定相続分が定められて、その通りにしたくなれば、遺留分を侵害しない限り、遺言で自分の財産をどう分けてほしいかが決められるようになっている。それが死後のトラブルを避ける最良の方法であるにも関わらず、日本人の認識は一向に変わらない現状がある。特に次世代に遺産を遺す立場である現在の後期高齢者が、家督相続の教育・考え方を受けており、そのイメージを変えられないこともトラブルの大きな要因になっている。

しかしその現状を放置し、自然に任せようとしてもスタンダード化しないし、このままでは日本は世界から取り残されていくばかりである。宇佐美氏・一条氏は、エンディングノート・遺言書作成の普及に努める相続診断士として、まず自分でそれらを書き、笑顔相続で日本を変えていこうと受講者に訴え、対談をしめ括った。

講演 相続の未来について

神奈川県行政書士会 民事法務部 友本行政書士事務所 所長
特定行政書士 友本 晃二 氏

事前の準備で法定トラブルを未然に回避する「予防法務」をモットーに、各種法務サービスを提供している友本氏が、相続の未来について3つの分野「下級審の裁判例」「法改正」「社会統計」における各視点から考察できることを提案。その詳細を説いた。

下級審の裁判例：同性婚をめぐる訴訟

日本の裁判は非常に時間がかかる。下級審の判例から今後起こる最高裁の判例を推察したり、今、どんな事案が争われているのか、ホットな部分を見ることができるとして、その具体例を紹介した。それは講演前日（2022年11月30日）の東京地裁での判例である。

2019年2月、同性カップルが、同性婚を認めていない民法・戸籍法などは、憲法13条・14条・24条に違反するとして、東京・大阪・名古屋・札幌・福岡の各地裁に提訴した。

これに対する判決として、札幌地裁は「違憲（14条に反している）」、反対に大阪地裁は「合憲」。そして東京地裁は「憲法には違反しない」と判断する一方で、「同性パートナーと家族になる制度がないのは違憲状態にある」と指摘。この東京の判決について報道機関の見出しが分かれ、読売新聞では「合憲」、朝日では「違憲」という形で記事が出た。婚姻には当然、相続権も含まれるので、相続からの視点も外せない。LGBTに限らず、現在、法律婚の配偶者以外のパートナー（例えば内縁の妻など）に相続権はまったく認められていない。

子供については現在、非嫡出子が相続人になる場合、法定相続分は嫡出子と同じとされている。これが最高裁で認められた（憲法14条の「法の下の平等」に反し違憲と判決された）のは2013年9月——わずか10年前のことである。それまで下級審では数多く違憲の判決が出ていたが、最高裁は1995年まで合憲としており、18年かかってようやく違憲判決を下したという経緯がある。

今回の同性婚の訴訟問題も「伝統的家族制度の



友本 晃二 氏

終活関連

崩壊に繋がる」として政府や保守党内に厳しい反対意見の声が多く、もし最高裁で違憲判決が出れば控訴は必至と、友本氏は考察する。

ちなみに2001年4月にオランダで法制化されて以来、現在まで世界33の国と地域が同性婚を認めているが、日本は主要7カ国（G7）の中で唯一、認めていない。

法改正

法制審議会における議論の主題から、今後、どんな形で法改正が行われるかが予想できる。相続法に関する改正は2018年に行われ、配偶者の居住権を保護する方策が立法化された。

法改正は法務大臣から内閣法制審議官に諮問され、そこで大きな枠組みが示される。今回の改正では、少子高齢化社会において人生の形が変化していく中で、一方の配偶者が死亡した場合、他方の配偶者に配慮するという枠組みが示され、現在の法律の規定を見直すことができないかと諮問された。つまり、最初から配偶者の法的保護を強化しようというテーマがあったのである。

夫婦生活を送っていれば、当然、共用する施設や生活用品（住宅・家具など）があるが、旧来の相続法では生前、被相続人から贈与されていたものは、それを持ち戻した上で相続・分配することになっていた。しかし今回の改正で、20年以上連れ添った

配偶者はその持ち戻しが免除されることになった。

また、いわゆる「長男の嫁」という立場の人が、日常的に義父・義母の世話や介護をしていた場合の措置にも配慮された。血縁関係がないので相続権は認められないが、「特別寄与料（とくべつきよりよう）」を相続人に対して請求できるようになったのである。

これらと反対に立法化されなかったテーマとして「配偶者相続分の引き上げ」がある。配偶者相続分は現在、全額の2分の1だが、結婚して1日でも、50年連れ添った夫婦でも同じ割合なのは不平等なので差異をつけるべきと議論されたが、20年の人を3分の2にしようとなれば、19年の人との差が大きすぎる。これでは制度として不備ということでお立派化は見送られた。ただ、配偶者相続分を見直す流れは今後も継続すると思われる。

現在の相続における難題が法的に改正されるのは、最高裁が判決を出してから政府が制度改正に動くので非常に時間が掛かる。そのため、ほとんどのケースは現行法の中で解決していく必要がある。その手段が遺言であることは言うまでもない。

閉会挨拶

豊かな日本を築いた人たちの“争族”をなくすために

一般社団法人 相続診断協会 代表理事 小川 実 氏

このシンポジウムの締め括りとして登壇した同協会代表理事の小川実氏は「11年前の立ち上げ時は、こんなに多くの賛同が得られるとは思っていませんでした」と述べ、淡々と、しかし、熱い思いを込めて協会設立のストーリーと理念について語った。

昭和ひとヶタ世代の“争族”を相続に

私の父は昭和3年、母は昭和6年生まれです。税理士として働く中で、この世代の人たちの「相続ならぬ争族」が多いことを痛感しました。1945年、戦争が終わった昭和20年よりも前に生れ育った人たちの相続で家族が争い、壊れ、不幸が起きている——これはあってはならないことではないか。戦前戦後の混沌の時代を支えていただいた世代の方々なのです。私の父も母も、子供たちのために24時間

社会統計

社会がどう変わっていくのか、変わったことが相続にどう影響していくのか、統計から観ていく視点も、相続の未来を推し量るには必要だ。

2019年のデータでは日本人の平均寿命は女性87歳、男性81歳。生涯未婚率も男性28.3%、女性17.8%と著しく増加している。50歳までに一度も結婚したことない人は、その後結婚する確率は0.1%しかないとため、50歳未婚=生涯未婚と推定して差し支えない。

これらの統計から考えられるのは、高齢化によって相続の発生が遅くなる、代襲相続——子供が先に亡くなり、孫や甥・姪が相続人となるケースが増える、そして、「お一人様」がかなりの割合を占めるようになるということだ。

代襲相続が増えると、被相続人と関係の薄い相続人が増えることになるので、争いが起きやすくなる。その問題を解決するのはやはり遺言であり、遺言制作の重要性を社会に啓蒙していくため、相続診断士の役割は大きくなるだろう——とメッセージを送った。



小川実氏

365日、仕事をしてくれていました。

この世代の方々は戦争を経験し、それまで白とされてきたものを黒とされた人たちです。だからご自分の人生やご自分の考えを表明するのが得意ではない。自分の子供たちがちゃんとやってくれる、うちの子に限っておかしなことにはならない——心の中

でそう信じていらしている方がほとんどです。ところが、その気持ちを表さなかった結果としてお子さんたちが揉めることになってしまった。これを何とかしなくてはいけない。次の時代を担う者として、この世代の方々の相続が争族にならないよう、築いてくれた財産を私たちがしっかり受け継ぐ——そんな世の中にしないと申し訳ない。そんな思いでこの資格を作りました。

日本人の良心に委ねる条文

争族が起こる原因は民法 900 条です。法定相続です。配偶者がいれば 2 分の 1、子供がいれば残りの 2 分の 1 を人数で分ける。言葉では単純ですが、現実的には難しいことです。すべての財産を現金にしない限り、はっきり分けられるはずがありません。けれども残念ながら、戦後はこれが当たり前という世の中になりました。これを少しでも変えていかないと「争続」はいつまでも続くのではないか。――

私が注目するのは民法の 906 条「遺産の分割の基準」という条文です。「遺産の分割は遺産に属するもの、または権利の種類、および性質、各相続人の年齢・職業、心身の状態、生活の状況、その他一切の事情を考慮して、これを行う」という規定があります。これはよく読むとおかしな条文です。だってそうですよね？ 「その他一切の事情を考慮して」というのは翻訳すれば、「みんなで仲良く考えてくださいね」ということです。法律の条文としてはあまりにも曖昧でいい加減です。

でも、これが救いなのです。日本人の良心に委ね

た——という点においては、日本一美しい条文だと、私たちは考えています。この 906 条を広げていき、1 件でも争続をなくしたいというのが、この相続診断協会の思いなのです。

終戦の年、1945 年生まれの方が、いま 77 歳。あと 3 年すると 80 歳。いま、80 歳以上の方が 1200 万人とか、1300 万人いらっしゃいます。相続診断士の大きな役割の一つは、この 1945 年より前に生まれて、日本を創っていただいた方々に対する感謝を「争続を失くす」という形で実現していくことです。

国家資格をめざして

もちろん、若い方の場合でも「争続を失くす」という使命は変わりません。故人の人生がどれだけ恵まれていたのか、一生懸命生きてきたかということがエンディングノート——相続診断協会では「笑顔相続ノート」と呼んでいます——に綴られていれば、家族だって救われるのではないでしょうか。そんなお手伝いができるのが、われわれ相続診断士です。

昨年、国家資格をめざすとこの場でお伝えしましたが、そのためには 3 つの条件が必要です。まず社会的な問題が生じていること。その問題を解決する人がいること。そして、その人たちを束ねる団体があること。いま、4 万 5 千人になりましたが 10 万人必要です。3 つの条件のうち、足りないのは 2 番めです。ぜひ皆さんからも、心ある方に「相続診断士いいよ」と広めていただきたい。ここから 20 年、30 年と相続診断士の輪を広げ、笑顔相続を広げ、未来の相続を作っていくたいと思っています。